

企業局施設等太陽光発電設備
導入可能性調査業務

業務仕様書

令和6年6月
岩手県企業局

企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、企業局が実施する「企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に関して、企業局（以下「発注者」という。）が、契約する事業者（以下「受注者」という。）に要求する本業務の内容や成果品を明らかにするものである。

1 本業務の目的

岩手県では、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向け、県の率直的な取組として2030年度までに本県の事務事業における温室効果ガス排出量を2013年度比で60%まで削減することとしている。

このため、企業局における施設の脱炭素化を図るため、保有する施設及び土地に太陽光発電を導入する場合の最適なモデルを調査・検討するもの。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

企業局施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで（予定）

(3) 委託業務内容

ア 導入可能性調査

(ア) 企業局施設等への太陽光発電設備導入可能量の調査

以下の施設及び土地について、図表調査及び現地調査により、実際に導入可能な場所（屋根置き、野立て）を選定の上、出力規模を調査する。なお、各施設の自家消費を主目的とする。

- a 県南施設管理所（北上市北工業団地5-8）
- b 第三浄水場（前記aと同じ敷地内）
- c 北上ろ過施設（前記aと同じ敷地内）
- d 新北上浄水場（北上市二子町坊館）
- e 第二浄水場（北上市相去町谷木45番1号）
- f 金ヶ崎ろ過施設（金ヶ崎町西根森山）
- g 若柳堰堤管理事務所（奥州市胆沢区若柳荻袋4-16）
- h 施設総合管理所（盛岡市上田字松屋敷95-1）

（施設総合管理所敷地内での導入可能量を調査し、発電した電気はEV車両等の充電を目的とする。また、蓄電池を設置するものとし、その必要容量及び対象となる蓄電池の選定も行うこと。なお、充電対象となるEV車両等の情報については、発注者から受注者に提供するものとする。）

(イ) 年間発電電力量の推計

前記(ア)の調査結果を踏まえ、本県における過去の日照実績等を調査の上、太陽光発電設備を設置した場合の各施設の年間発電電力量を試算する。

(ウ)経済性評価

各施設において、前記(イ)及び現状の使用電力量からCO₂削減効果及び導入時の経済性評価の検討を行う。経済性評価にあたっては、自己所有や第三者所有(PPA)などの導入方法による比較に加え、蓄電池の設置についても検討すること。

(エ)PPA事業者の調査

PPA事業を行う場合に、各施設で施工可能な事業者の洗出しを行うこと。

イ 報告書作成

前記アの内容を報告書にまとめるとともに、航空写真及び平面図を用いて想定される設置箇所を図示すること。なお、作成にあたっては、発注者と協議の上作成すること。

ウ 協議・打合せ

本業務委託の実施に当たり、適宜、発注者と協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。また、議事録については、参加者への確認を得たのち発注者へ提出するものとする。

(4) 資料の提供

本業務に伴い必要となる以下の資料は発注者から受注者に提供するものとするが、提供可能なものに限る。そのほか必要な資料が生じた場合は協議による。

ア 施設の平面図

イ 施設の使用電力量

ウ 施設の構造計算書

3 成果品

提出すべき成果品は、以下のとおりとする。

(1)調査報告書 1部

(2)本業務に係る資料・写真等の電子データ 1式

※ 電子データは、CD-R・USBメモリ等の媒体に収録し、Windows10上でデータの保存、編集、表示が可能なものとする。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word及びMicrosoft Excelを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

4 契約に関する条件

(1)再委託等の制限

ア 受注者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を発注者に対して文書で報告しなければならない。

(2)再委託の相手方

受注者は、上記「(1)再委託等の制限 イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3)業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 発注者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 発注者は、上記「(1)再委託等の制限 イ」により受注者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受注者は、前記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、発注者に対して文書により通知しなければならない。

(4)権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から発注者に移転することとするが、その詳細については、発注者及び受注者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5)機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6)個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、岩手県個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7)その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、発注者及び受注者において協議の上、これを定め、業務を実施することとする。